

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成20年12月26日京都市条例第30号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

本市国民健康保険事業について、次のとおり、出産育児一時金の支給額を改定するとともに、地方税法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

出産育児一時金の支給額

改正前	改正後
350,000円	350,000円以上380,000円以下の範囲内において 市長が定める額

この条例は、平成21年1月1日から施行することとしました。

なお、改正後の金額は、平成21年1月1日以後の出産について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、改正前の金額を支給します。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年12月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第30号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「市長が」を「別に」に改める。

第7条第1項中「350,000円」の右に「以上380,000円以下の範囲内において別に定める額」を加え、同条第2項中「第8条第2項」を「次条第2項」に改める。

第16条第2項後段、第17条第5項並びに第17条の2第1項及び第2項中「市長が」を「別に」に改める。

第22条中「の施行について」を「において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し」に改める。

附則第8項中「附則第35条の3第13項」を「附則第35条の3第11項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）

第7条第1項の規定は、平成21年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第8項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)